

鳥瞰 かたらいの広場（休日の昼間）

- 河岸段丘によって生み出された「段丘のみどり軸」に沿って連なる石住や水路、緑などの歴史と文化を感じ語らいながらそぞろ歩きを楽しめるみち空間を生み出す。
- 古図広場のリニューアルによって生み出される「中町広場」は、バスや地下鉄利用者等の新たな待ち合わせの場や街歩きの中での一休みの場となる。



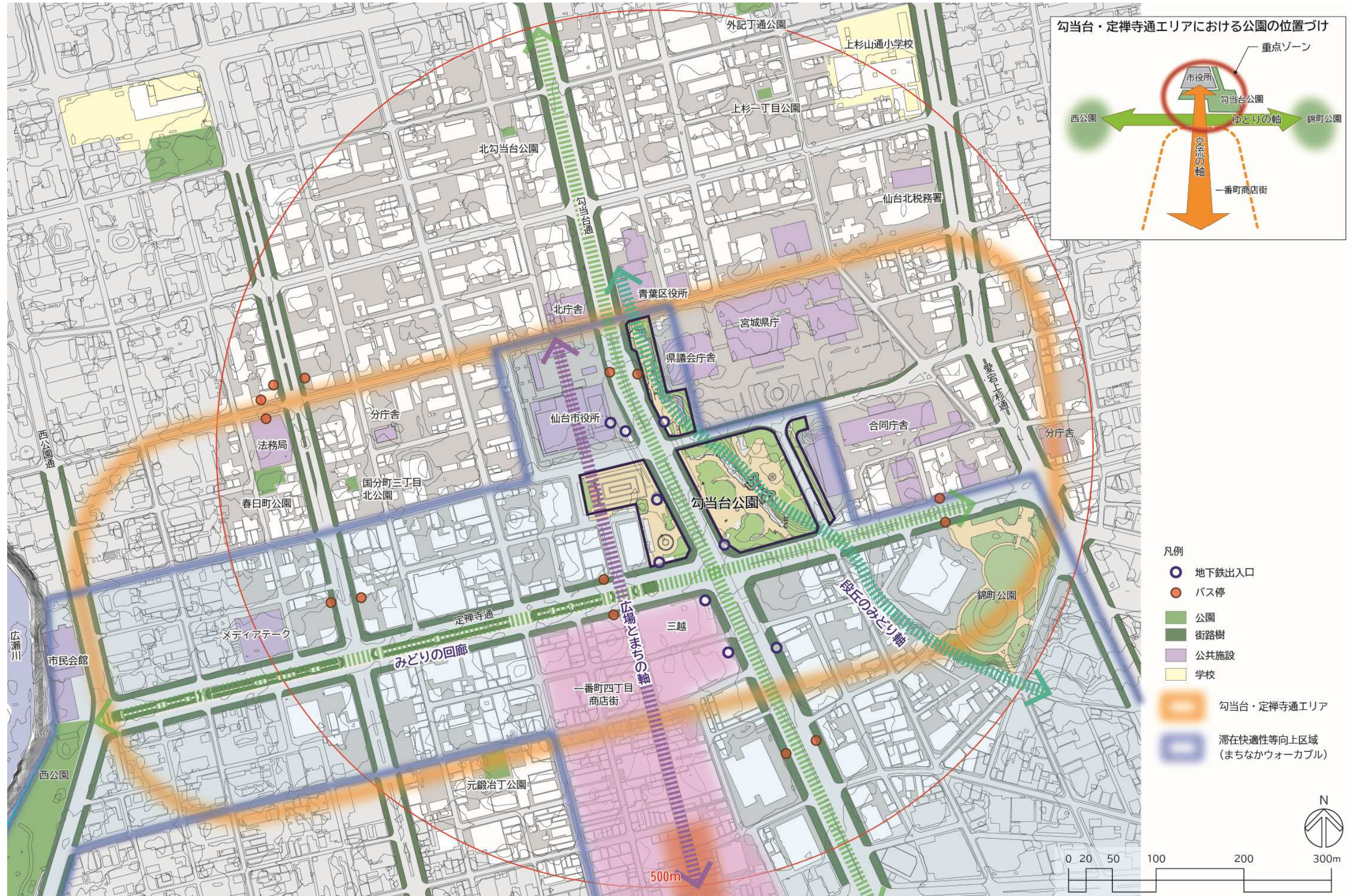
※このパースは基本計画中間案段階での整備イメージを表すものであり、今後の検討により変更になる場合があります。

—3. 公園全体に係る再整備の計画案

新本庁舎敷地内広場をはじめとする勾当台・定禅寺通エリアとのつながりを踏まえて、公園全体の方針、公園全体に共通する再整備の方向性や既存施設等の保全・活用方針を定める。

1) 公園全体の方針

基本構想での基本理念や基本的方向性を踏まえて、公園全体の方針を「開放的で市役所新庁舎や定禅寺通など周辺とシームレスにつながる『交流』の場づくり」、「周辺の緑と一体となって都心における『ゆとり(質的な暮らしの豊かさ)』を実感できる開放感あるデザインの導入」、「段丘のみどり軸に沿った散策動線強化や公園入口と街角の一体化など、ウォーカブルな広場づくり」と定める。



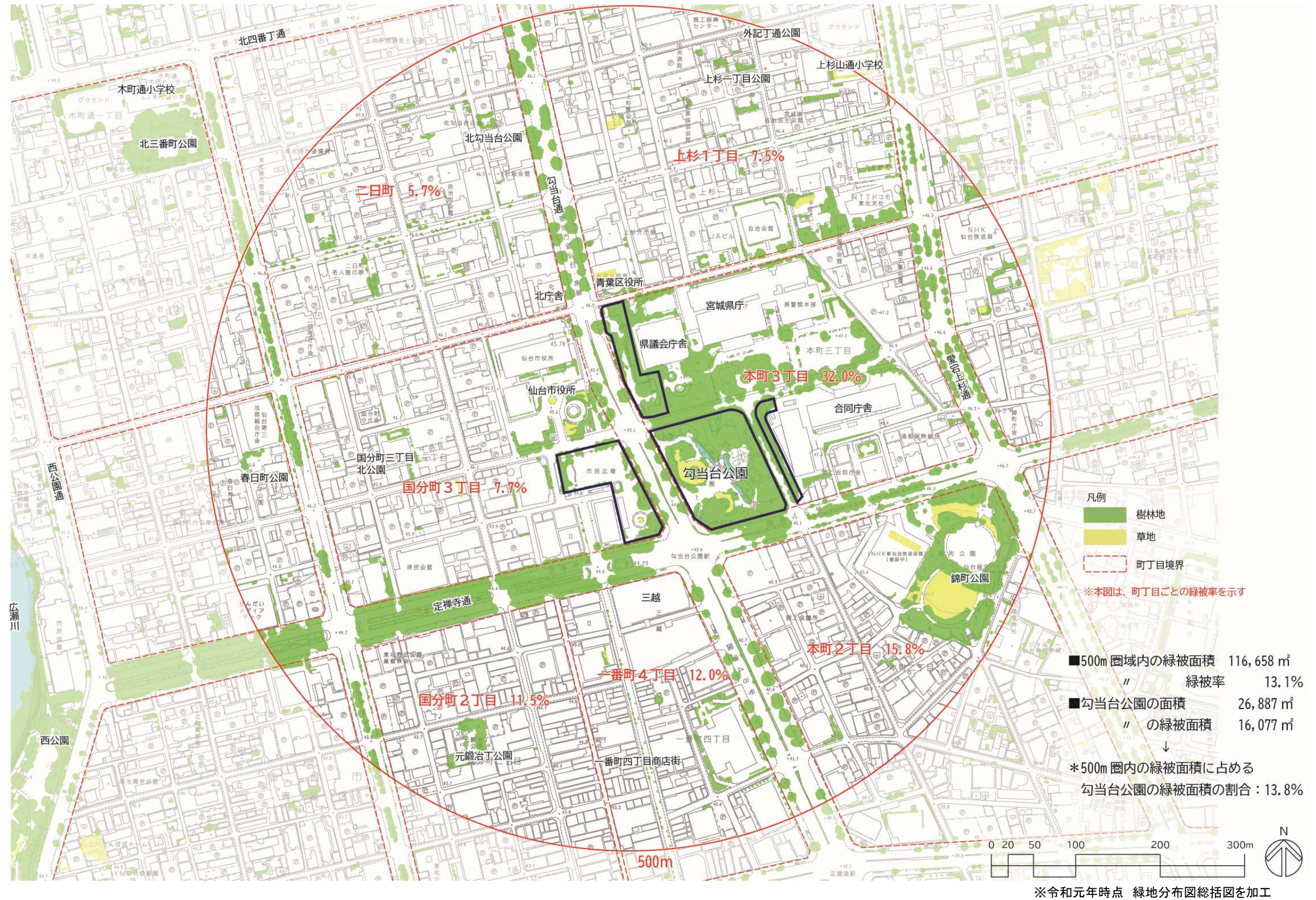
2)公園全体に共通する整備の方針

基本構想にて示した公園全体に共通する再整備の方向性について、公園周辺の状況や他事業による整備方針を踏まえ、勾当台公園全体の再整備方針を設定する。

① グリーンインフラ

勾当台公園一帯は、都心においても緑被率の高い地区である。勾当台公園を核とした東西に延びるパークシステムや南北に延びるみどりの回廊と段丘のみどり軸などの緑のネットワークと一体となり、勾当台公園の緑資源を活かした暑熱緩和や生きもの生息環境の創出、透水性舗装等での雨水の浸透や貯留機能を高めることによる下水道など都市インフラへの負荷軽減など都心に環境改善効果をもつグリーンインフラの整備を進める。

緑地分布現況図

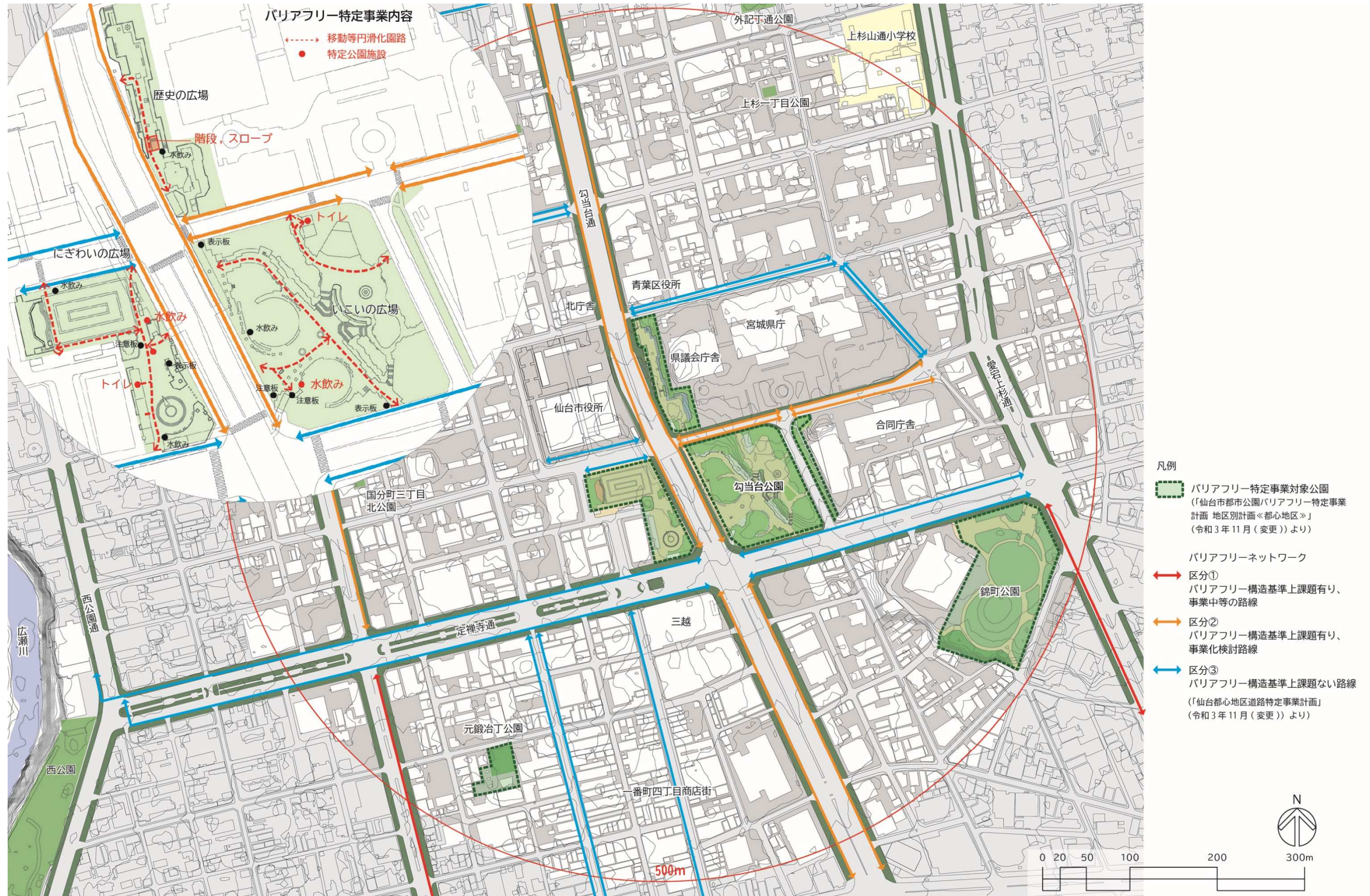


2) 公園全体に共通する整備の方針

② バリアフリー

勾当台・定禅寺通エリアビジョンで示された重点ゾーンにおけるシームレスな利用空間づくりの実現に向け、周辺との連絡性と案内機能の向上を図り、誰もが楽しみ、利用できる公園づくりを進めることが求められている。そのため、本公園のバリアフリー特定事業計画及び周辺地区一帯で進められている道路のバリアフリー化事業との整合を図った公園のバリアフリー化を重点的に進めていく。

バリアフリーネットワーク図



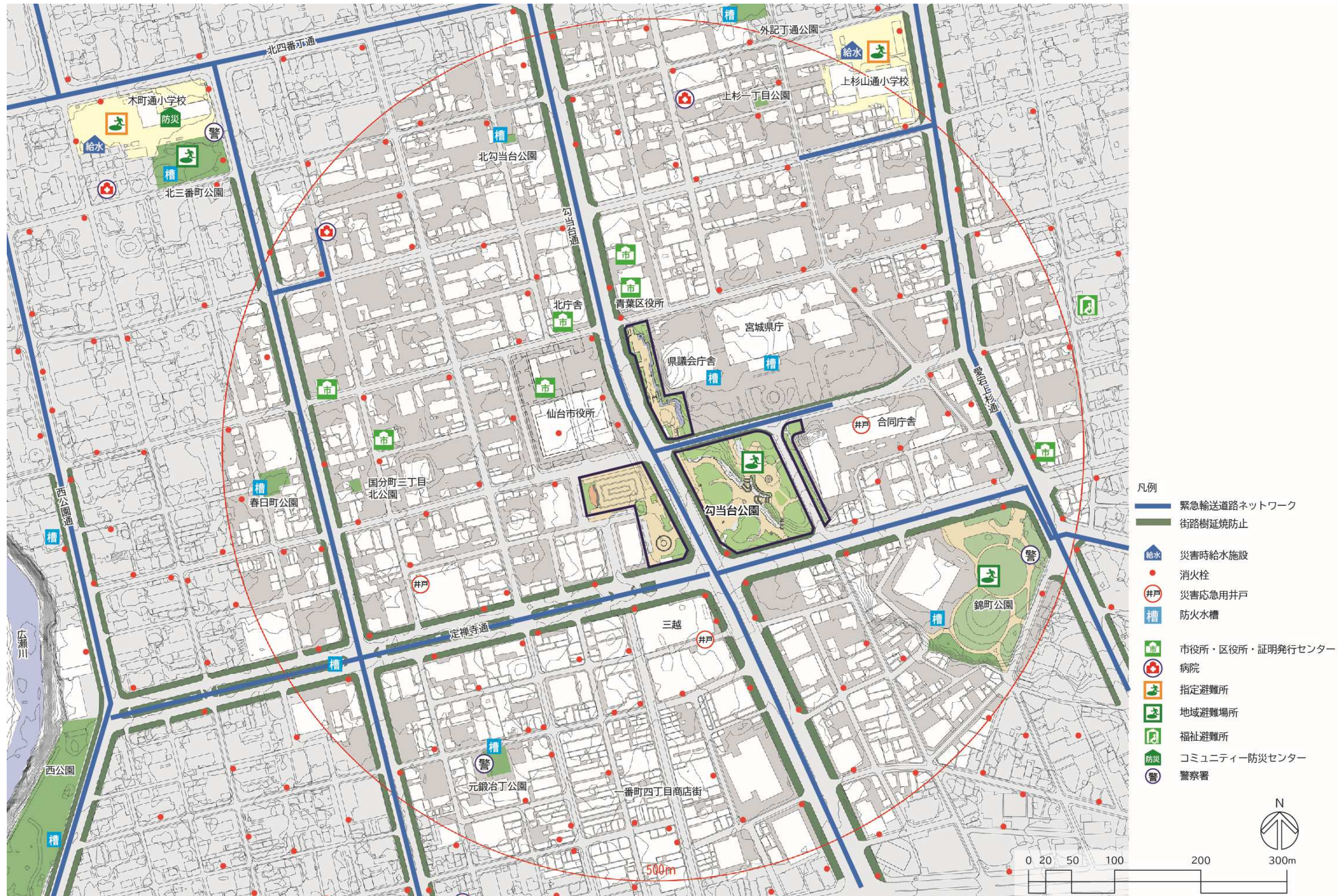
※仙台市役所は建替え後のレイアウトとしている。

2)公園全体に共通する整備の方針

③防災強化

本公園は市防災計画では地域避難場所に位置付けられている。新本庁舎や周辺施設との連携に配慮して、既存樹林の延焼防止機能や多くの人が集まれる市役所と一体となれる広場、定禅寺通など避難経路となる緑のネットワークとの構築、災害時に広場が防災拠点として活用されるといった地域避難場所の機能も維持しながら防災機能の強化を図る。

防災関連施設現況図



※仙台市役所は建替え後のレイアウトとしている。

3) 既存施設・植栽の保全、活用の方針

勾当台公園の現況調査結果を踏まえ、施設や植栽に関する再整備を行う。

① 施設・彫刻

園内施設・彫刻の現況調査結果を踏まえて、既存施設については保存、改修、移設、撤去、建替えの5つの視点から以下の通り再整備を行う。(彫刻については、設置の由来背景、作品意図を踏まえて以下の通り保存、移設を行う。)



3) 既存施設・植栽の保全、活用の方針

② 植栽

植栽現況調査結果を踏まえて植栽場所と樹種構成により植栽区を設定し、各植栽区の保存、間伐、補植の3つの視点から以下の通り再整備を行う。



※仙台市役所は建替え後のレイアウトとしている。

4) 空間構成計画と動線計画

新本庁舎敷地内広場や周辺道路との連携や連続性を意識した公園全体の空間構成や動線を設定する。

① 空間構成計画

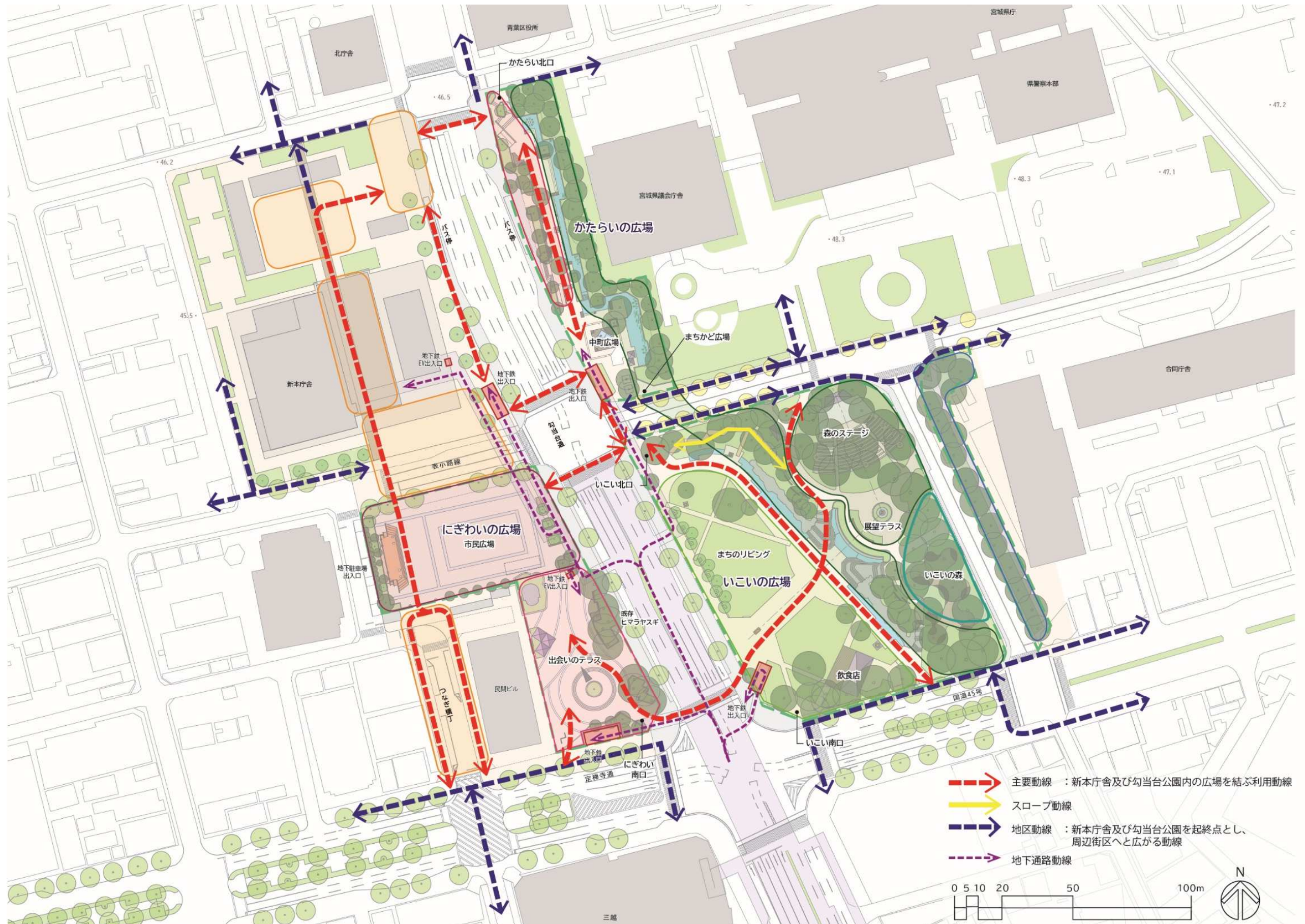
勾当台地区を貫く二本の南北軸（広場とまちの軸、段丘のみどり軸）の取り込み、新本庁舎敷地内広場、表小路線やつなぎ横丁、定禅寺通など周辺との一体性を意識して、各空間の性格付けと機能内容を検討し、各広場の空間構成とする。



4)空間構成計画と動線計画

② 動線計画

地下鉄出入口の位置と向きを意識しつつ、3つの広場へのアクセス動線と空間構成を踏まえて、周辺地区も含めた動線計画とする。勾当台公園の各広場と新本庁舎敷地内広場は主要動線によって結ばれ、この主要動線は周辺街区へと広がる地区動線に接続する。



5) 施設配置計画

新本庁舎敷地内広場や周辺道路との連携や連続性の意識が必要とされる、公園サイン、照明について施設配置計画を定める。

①公園サイン

新本庁舎を含む勾当台地区へのアクセスの起点となる地下鉄出入口やバス停の立地及び地区内での歩行動線を踏まえ、案内誘導のための各種案内施設を配置するものとする。

案内施設としては、案内誘導の目的、内容により以下の4種類とする。

・公園案内サイン

公園平面図により、主要施設の名称、位置、形状などを示した案内サイン。

勾当台公園は3つの広場に分かれており、広場ごとの平面図表示を基本とする。

必要に応じてイベントなど情報告知板を併設する。

本公園の歴史や自然資源等の魅力情報を発信する。

・地区案内サイン

周辺地区との結節点となる広場の出入口に設置する案内サインで、公園を含む周辺一帯の街区地図により、新本庁舎、定禅寺通、商店街や公共施設、バス停など交通施設、街路など周辺街区情報を表示した案内板。

※周辺街区案内の範囲、内容、デザインについては、新本庁舎建替えや勾当台・定禅寺通エリアマネジメントの取り組みとの整合や統一性を図る必要がある。

・誘導案内サイン

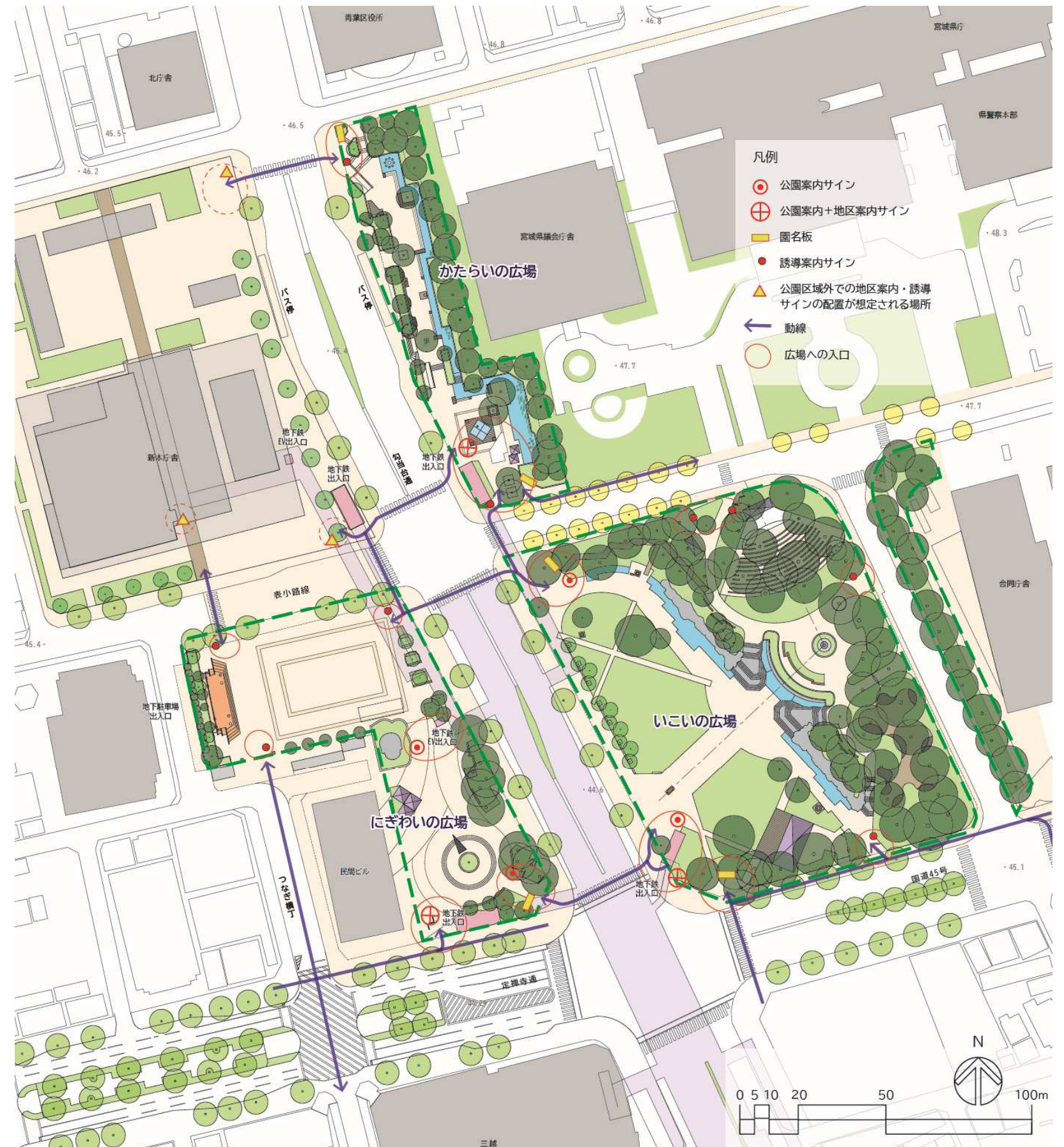
公園施設及び直近の周辺公共施設へのアクセス方向を示した誘導サイン。

案内対象とする施設については、本サイン設置場所確定後に再整備設計において検討する。

・園名板

公園名称、広場名称を記した名板。

既存の園名板がある場合は出入口の改修に合わせ移設活用する。



5) 施設配置計画

④ 照明

夜間でも人々が快適に過ごせるよう、不安のない明るさを確保し公園の奥行きや広がりなどの空間特性が分かるような照明(基本照明)や、ライトアップなどの立体的な光により夜間ならではの公園の魅力を引き出す照明(演出照明)を併せ持った照明計画により、公園の利用価値の向上や、照明環境が向上することで夜間の安心・安全にもつなげる。

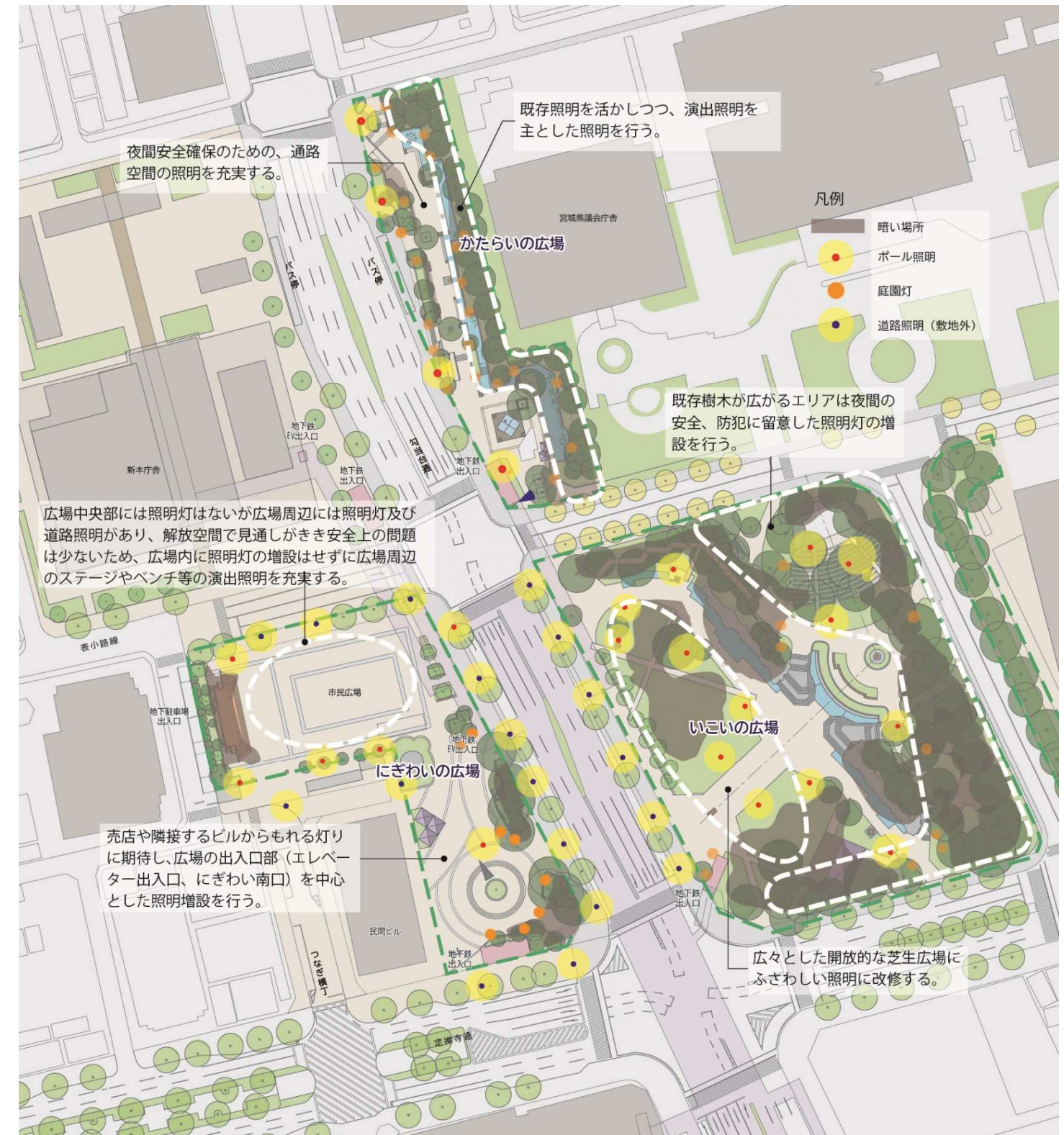
<基本照明>

園内すべてを明るく照らすのではなく、各広場の性格付けに配慮しつつ、安全・防犯のための照度を確保することを基本とした照明とする。

<演出照明>

各広場を特徴づける壁泉、彫像、石積などのライトアップ照明などにより各広場の性格を際立たせる演出照明を行う。

照明計画の方向性



6) 公園管理運営に関する検討事項

仙台市役所本庁舎低層部等公民連携検討会では新本庁舎(低層部・敷地内広場)や表小路線、勾当台公園にぎわいの広場(市民広場)、つなぎ横丁を一体的利活用を目指すエリアとして民間活力や公民連携などの導入により、利用者にとって柔軟な利活用を可能とすることとしている。勾当台公園では各広場における民間施設の業態や導入、施設の利用方法や運営手法を今後検討することとしており、にぎわいの広場だけではなくこの広場及びかたらいの広場においてもこの一体的利活用を目指すエリアと連携可能な運営手法を検討する。これらの民間活力や公民連携の展開等により、地区のブランディングを強化し、良好な環境や地域の価値を向上させ、未来へと継承する。



7) 整備年次計画

●基本的な考え方

勾当台公園は多種多様なイベント会場として年間270日程度利用されている公園であり、イベントなどの利用が継続できるように、段階的に3つの広場の再整備工事を実施する。

●段階的年次計画概要

- ・再整備工事範囲、工種も多岐にわたることから、長期間の工事となるため第1期工事と第2期工事に区分した段階的再整備工事とする。
- ・公園利用と周辺事業との連携などに配慮して、各期各年次の工事範囲を検討する。
- ・第1期は、令和6年度から「にぎわいの広場(市民広場)」の代替広場として、「いこいの広場」下段部の一部に設ける仮設広場の工事を行い、仮設広場完成後に「にぎわいの広場」と「かたらいの広場」を対象に令和7年度から令和9年度にわたって再整備工事を実施する。
- ・第2期は、令和10年度から「いこいの広場」の再整備工事を実施する。

●各年度の再整備工事範囲案



●勾当台公園及び関連事業スケジュール

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
勾当台公園	基本計画	基本設計	実施設計	にぎわいの広場工事	かたらいの広場工事					
※仮設広場		設計	工事	仮設広場供用				いこいの広場工事		
本庁舎	実施設計		解体	第Ⅰ期工事				第Ⅱ期工事		
表小路線・つなぎ橋丁			検討・設計		工事					
定禅寺通	方針策定	測量調査設計		工事						
							市役所本庁舎供用開始(第Ⅰ期)			市役所本庁舎供用開始(第Ⅱ期)

※仮設広場：にぎわいの広場(市民広場)の工事に使えなくなるイベント等スペースの代替地としていこいの広場の下段部に一時的に設ける広場

参考資料

公園現況の把握分析

1) 現況施設・植栽

①彫刻など施設現況

公園内に設置されているベンチ、彫刻などの施設現況調査結果の詳細について広場ごとにまとめたものを以下に示す。

野外ステージや売店、トイレなどの建築施設は老朽化により機能、設備面に支障をきたしているが、ベンチやプランターなどファニチャーの不具合は一部に限られていた。

<にぎわいの広場の施設現況>

①ステージ、スロープ



「広場とまちの軸」上にあるため、平面形態も含めた配置検討が求められている。

②プランター

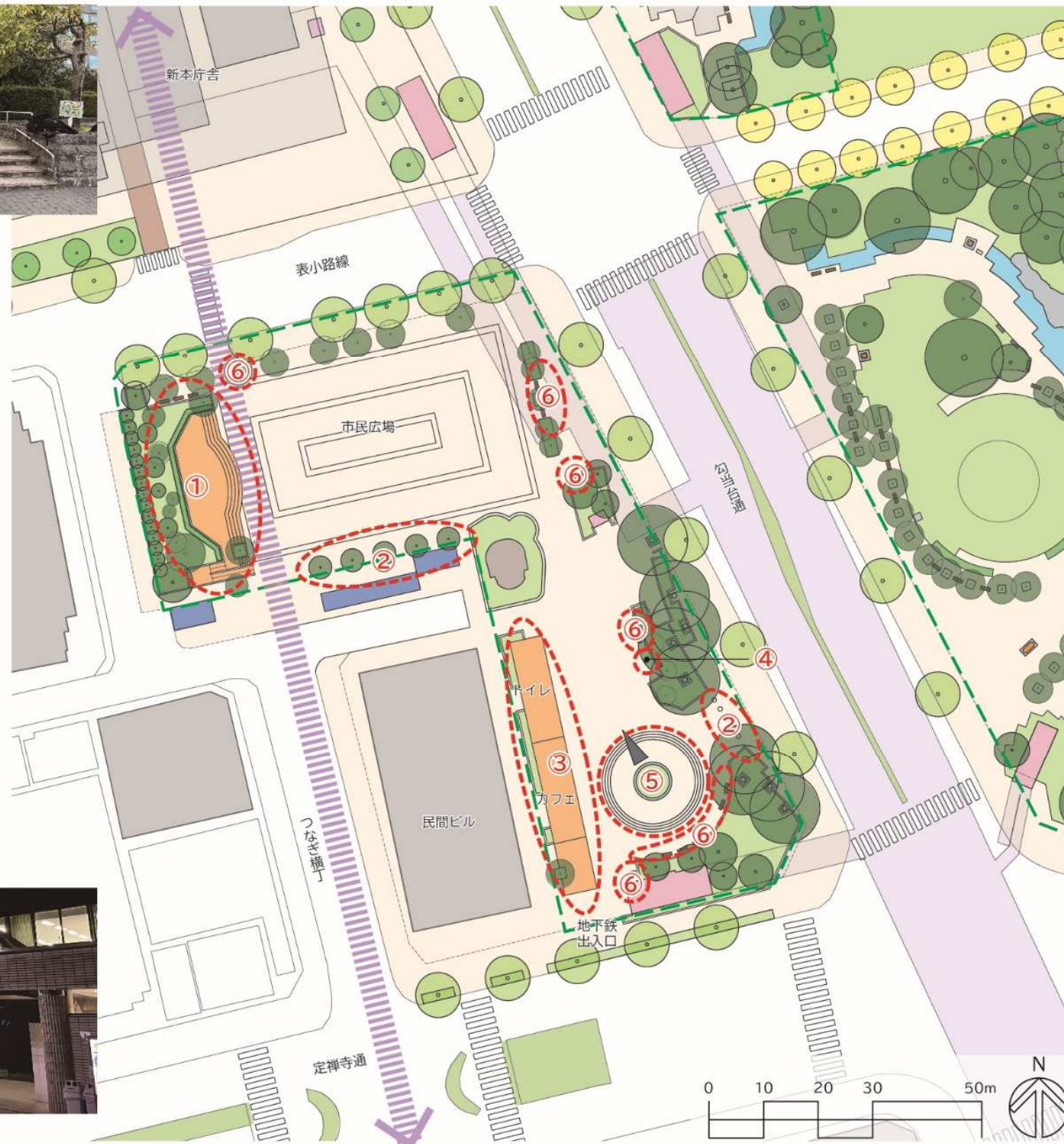


周辺空間（新本庁舎敷地内広場や歩道）との一体利用を阻んでいる。
美観上好ましくない状態にある。

③カフェ、トイレ



設置後年数が経過し、機能面でも老朽化が進んでいる。



④彫像「織姫」(1987年)



寄贈された彫刻作品であるが、配置意図についての記録はない。

⑤彫刻「時の広場」(1977年)



作品設置の背景、設置場所の意図が明確な彫刻であり移設は行わない。

⑥ベンチ、水飲み等施設



老朽化により不具合をきたしているベンチがある。

① 壁線・水路などの水景施設



竜の口溪谷をモチーフ（再整備当時）としたいこいの広場の主景をなす水景施設である。

② ベンチ、水飲み等施設



特段の謂れや記念性のない施設については、再利用可能なものを除き撤去を行う。

③ 噴水



当初、仙台城への軸線上に配置された水景施設である。広場通行など利用上支障があるため花壇として利用されている。

④ 彫像「季の杜に」(1989年)



作品設置の背景、設置場所の意図が明確な彫刻であり、移設は行わない。

⑤ 彫像「のぞみ」(1961年)



平和祈念像に次いで古い彫像であるが、現在の位置にこだわった彫刻ではない。

⑥ 自販機置場



⑦ 売店、トイレ



建築施設として機能面でも老朽化が進んでいる。敷地北端にあり、視認性が悪く利用がしにくい施設となっている。

⑧ 野外ステージ



老朽化が進み、ステージ設備も整っておらず観客スペースも狭く、大規模音楽イベントへの対応が難しい状態にある。

⑨ 彫像「平和記念像」(1959年)



戦後1959年に設置された彫像で、公園構成の主軸（仙台城への軸）の起点となっている彫像である。

⑩ 彫像「谷風梶之介」(1971年)、「志賀潔」(1969年)



仙台に謂れのある人物像および寄贈された彫刻作品であるが、配置意図についての記録はない。

